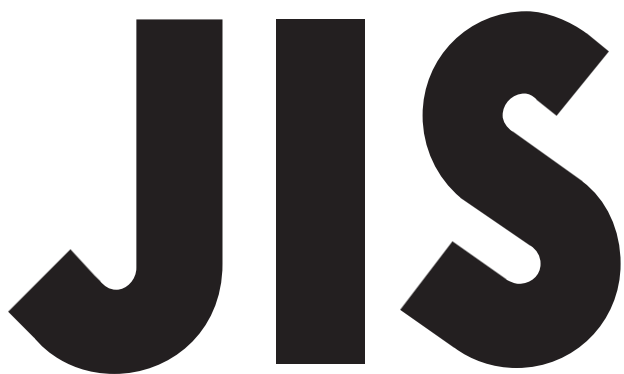




# 手持ちチェーンソー使用者のための防護服一 第 3 部：履物試験方法

JIS T 8125-3 : 2024

(ISO 11393-3 : 2018)

(JSAA/JSA)

令和 6 年 2 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

|       | 氏名      | 所属                               |
|-------|---------|----------------------------------|
| (委員長) | 山 内 正 剛 | 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構             |
| (委員)  | 落 合 誠   | 一般社団法人日本非破壊検査協会                  |
|       | 釘 宮 悦 子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 |
|       | 小 松 克 行 | 公益社団法人日本保安用品協会                   |
|       | 辻 創     | 一般財団法人カケンテストセンター                 |
|       | 利 岡 英 和 | 日本安全靴工業会                         |
|       | 永 井 明   | 公益社団法人日本アイソトープ協会                 |
|       | 西 田 和 史 | 建設業労働災害防止協会                      |
|       | 山 田 崇 裕 | 学校法人近畿大学                         |
|       | 山 本 多絵子 | ミドリ安全株式会社                        |

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：平成 21.3.25 改正：令和 6.2.25

官 報 掲 載 日：令和 6.2.26

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 山内 正剛)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

## 目 次

|                             | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 序文 .....                    | 1   |
| 1 適用範囲 .....                | 1   |
| 2 引用規格 .....                | 1   |
| 3 用語及び定義 .....              | 2   |
| 4 試料 .....                  | 2   |
| 5 防護範囲の測定 .....             | 2   |
| 5.1 編上げ靴用サイジングボディ .....     | 2   |
| 5.2 手順 .....                | 3   |
| 6 切断抵抗性試験 .....             | 4   |
| 6.1 装置 .....                | 4   |
| 6.2 試験手順 .....              | 5   |
| 7 試験報告書 .....               | 11  |
| 附属書 JA (参考) 履物の規定防護領域 ..... | 12  |
| 解 説 .....                   | 14  |

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 8125-3:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 手持ちチェーンソー使用者のための防護服—

## 第 3 部：履物試験方法

## Protective clothing for users of hand-held chainsaws—

## Part 3: Test methods for footwear

## 序文

この規格は、2018 年に第 2 版として発行された **ISO 11393-3** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。なお、本文の理解を助けるため、我が国独自のものとして“**附属書 JA（参考）履物の規定防護領域**”を追加した。

また、この規格で側線又は点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

## 1 適用範囲

この規格は、手持ちチェーンソーによる切断から使用者を防護する個人用防護服のうち履物（以下、履物という。）の抵抗性の評価を行うための試験方法について規定し、防護機能が付与された履物だけに適用可能である。

**注記 1** 手持ちチェーンソーに対する他の個人用防護服（例えば、脚半）について試験するための方法は、**JIS T 8125** 規格群の他の部で規定される。

**注記 2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 11393-3:2018**, Protective clothing for users of hand-held chainsaws—Part 3: Test methods for footwear (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS T 8107:2020** 安全靴・作業靴の試験方法

**注記** 対応国際規格における引用規格：**ISO 20344:2011**, Personal protective equipment—Test methods for footwear

**JIS T 8125-1** 手持ちチェーンソー使用者のための防護服—第 1 部：チェーンソーでの切断抵抗性試験に用いる試験装置